

平成20年 4月 9日 第7回

① 危険性の除去については、さらに技術的に検討し、さらに真摯に政府も受け止める、②今後の協議の進め方については、今回、いろいろな意見が政府側からも出たが、引き続き、次回に向けて議論し、よく相談していききたいとの認識を官房長官が表明

平成20年 7月18日 第8回

1 政府と沖縄県及び関係市町村との間で今後の協議の進め方に関する基本的な考え方について、以下のとおり確認。

① 普天間飛行場の早期移設は政府と沖縄県及び関係市町村の共通の目標。このため、一昨年5月の「ロードマップ」に示された日米合意に基づき、政府と沖縄県及び関係市町村が相互の立場を十分に理解し、各々が最大限の努力をする。

② 環境影響評価手続が円滑に進むよう、政府と沖縄県及び関係市町村は真摯に努力することとし、事業者である防衛省は引き続き必要な資料等を提供し説明するなど誠実に対応。

2 政府はこの基本的な考え方に従い、環境影響評価を進める中で、位置の移動等を含め知事意見が提起された場合は、地元の意向を念頭に置くとともに、代替施設の建設は2014年までの完成が目標とされていることに留意しながら、誠実に対応したいとの認識を官房長官が表明。

3 政府と沖縄県は、引き続き、建設計画・環境影響評価を円滑に進めるとともに、危険性の除去、騒音の軽減等について真摯に検討し、周辺住民の不安解消に努める。このため、防衛大臣が述べたように、また地元からも話があったが、2つのワーキングチームを今月中に発足させ、密接に協議することで意見が一致。

2つのワーキングチーム（20年7月31日設置）の開催状況

・普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム
第1回（20年 8月 5日）：ワーキングチームの設置、取組状況

第2回（20年10月15日）：普天間飛行場の現状等、取組状況、視察

第3回（21年 1月27日）：諸施策の実施状況、飛行航跡調査結果

・普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム

第1回（20年 8月 5日）：ワーキングチームの設置、環境影響評価の取組状況

第2回（20年10月15日）：環境影響評価の取組状況

第3回（21年 1月27日）：建設計画・環境影響評価の取組状況

(参考7)

普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書（平成18年4月7日）

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県及び関係地方公共団体が、協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に取り組んできた。このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の移設を実現することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び名護市は、下記の事項について合意する。政府は、沖縄県及び関係地方公共団体のすべての了解を得ることとする。

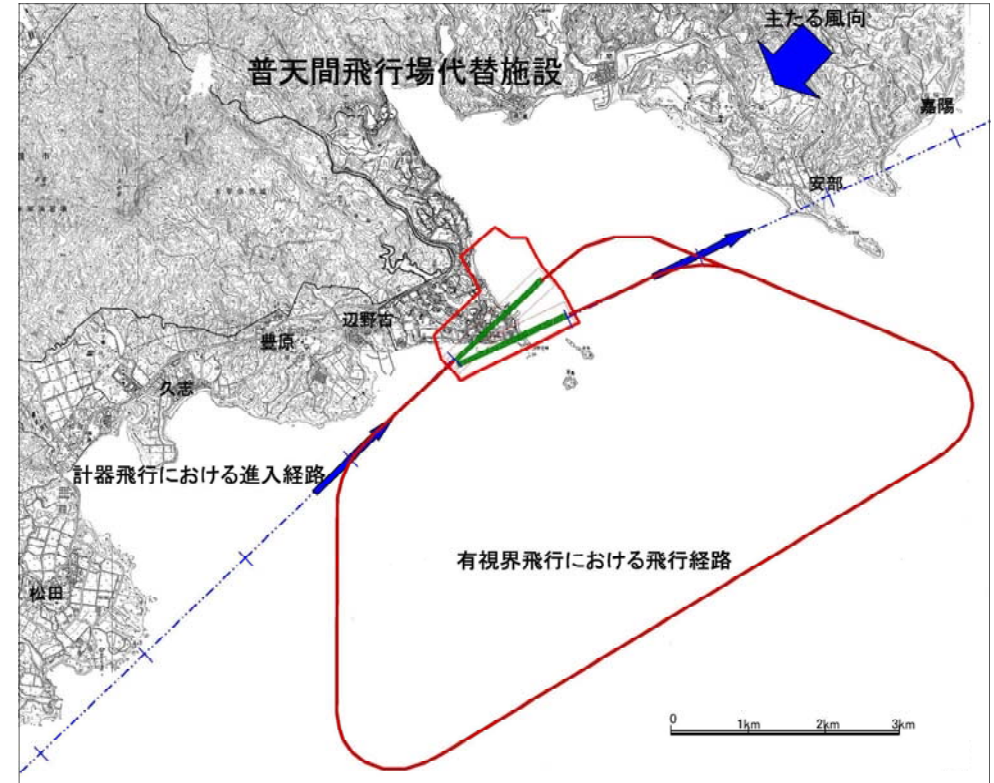
記

- 1 防衛庁と名護市は普天間飛行場代替施設の建設に当たっては、名護市の要求する辺野古地区、豊原地区及び安部地区の上空の飛行ルート回避する方向で対応することに合意する。(別図参照)
- 2 防衛庁と名護市は、普天間飛行場代替施設の建設場所について、平成17年10月29日に日米安全保障協議委員会に於いて承認された政府案を基本に、①周辺住民の生活の安全、②自然環境の保全、③同事業の実行可能性に留意して建設することに合意する。
- 3 今後、防衛庁と沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この合意をもとに、普天間飛行場の代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議し、結論を得ることとする。
- 4 政府は、平成14年7月29日に合意した「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を踏まえ、使用協定を締結するものとする。
- 5 政府は、米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定)を踏まえ、沖縄県・名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。

平成18年4月7日

防衛庁長官 額賀福志郎
名護市長 島袋吉和

(別 図)



(参考8)

在沖米軍再編に係る基本確認書（平成18年5月11日）

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体が協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に誠実に取り組んできた。

このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の危険性を除去することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び沖縄県は、下記の事項について確認する。

記

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全、同事業の実行可能性 - に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定)を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

平成18年5月11日

防衛庁長官	額賀 福志郎
沖縄県知事	稲嶺 恵一

(5) 関連する地域振興策について

北部地域の振興について

ア．経緯

- (ア) 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平11.12.28閣議決定)に基づき、北部地域の振興策への特別の予算措置として、平成12年度予算に100億円(公共事業50億円、非公共事業50億円)を計上。
- (イ) 平成12年度以降、当面、概ね10年間で1,000億円の特別の予算措置を確保。
(平11.12.28官房長官閣議発言)。
- (ウ) 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平18.5.30閣議決定)
 - ・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」は廃止。
 - ・地域振興については、協議機関を設置して協議し対応。
 - ・平成18年度においては、上記の政府方針に定める「地域の振興について」に基づく事業については実施。
- (エ) 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」第1回会合(平18.8.29)における小池沖縄担当大臣発言を受け事業を実施。
 - ・「『従前の北部振興事業の継続及び確実な実施』』との要請については、今後、普天間飛行場の移設に係る協議が円滑に進む状況のもと、政府として真摯に受け止め、着実に実行する方向で対応」(平18.8.29沖縄担当大臣発言)

イ．事業の内容

- (ア) 事業主体：北部12市町村及び沖縄県等
- (イ) 対象事業：雇用機会の創出や定住条件の整備など、北部地域の発展に資する実効性の高い事業
- (ウ) 予算措置：内閣府に一括計上し、実施省庁へ移替え等を行って執行

【予算計上の概要】

沖縄北部特別振興対策事業費（非公共事業）	50億円
・補助率 9 / 10、地方負担分は全額地方交付税措置	
沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費（公共事業）	50億円
・補助率は、各公共事業の沖縄県の嵩上げされた高率の補助率を適用	

ウ．事業実績（平成12年度～平成20年度）

（ア）件数と金額（金額は配分ベースで、国費の額）

非公共事業	116件	約442億円
公共事業	74件	約252億円
計		約694億円

（イ）雇用の創出（直接雇用）

情報通信関連産業	約1,300名
農林水産業・観光産業等	約300名

（ウ）人口の増加（北部圏域全体） 約4,200名

（雇用者数は平成20年12月1日現在。人口の増加は沖縄県企画部統計課資料による平成12年10月と平成20年3月との比較増減）

跡地利用の促進について

ア．概要

沖縄本島の各地域には駐留軍用地の跡地、今後返還されることが合意された駐留軍用地が点在している。これらの駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって、極めて重要な課題であることから、国、県及び跡地関係市町村の密接な連携の下、駐留軍用地跡地の利用の促進に向けて取り組んでいる。

イ．市町村の跡地利用計画策定等に対する国の支援

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費(平成20年度予算額 260百万円、平成21年度概算決定額 260百万円)

平成13年度以降、普天間飛行場等大規模駐留軍用地跡地の跡地利用計画の策定及びその具体化に資するため、宜野湾市及び沖縄県の取組を支援。15年度からは、新たに大規模跡地以外の整備予定跡地等も対象に追加し、予算額を拡充。

駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費(平成20年度予算額 73百万円、平成21年度概算決定額 73百万円)

市町村の跡地利用の検討を支援するためのアドバイザーの派遣等を実施。

(参考) 普天間飛行場の跡地利用については、宜野湾市及び沖縄県が「普天間跡地利用基本方針」を策定(平成18年2月10日)。現在は、この方針を踏まえた跡地利用計画の策定に向けた取組が実施されている。

ウ．特定跡地の指定

沖縄振興特別措置法に基づき、平成15年3月末に返還された「キャンプ桑江北側地区等」（北谷町）を特定跡地として指定（平成15年10月8日に告示）。

特定跡地については、返還後3年経過後も使用・収益していない所有者等に対しては、特定跡地給付金を支給。この給付金の支給の限度期間については、「原状回復に要する期間」を勘案して個別に政令で定めることとなっており、平成18年4月から19年9月の間支給された（防衛省所管）。